

『経済表』生成の一考察

—「穀物」論における農業の実態から「経済表の分析」
が前提とする農業の状態への発展過程について—

渡 辺 建

I 「穀物」論と『租税論』におけるフランスの当時の耕作の実態の分析とその比較について

ケネーは『百科全書』の「穀物」論に、祖国が繁栄するには、農業の重要性が社会全般に認識され、農業に使用される人と富とが課税や賦役から免除され、年々生産される農産物が国の内外で自由に取引されることが許可されるならば、当時の衰微せる農業は再建されて、地主の純所得は4億リーヴルとなるものと推定した。

地主階級100万戸として、地主1戸平均の純所得は400リーヴルとなる。これを諸支出の基本として、かかる繁栄の状態が恒久的に維持される社会の基本的秩序即ち単純再生産の秩序を案出した。

これが現存する「ケネー手記の経済表」である。これを原稿として、1758年の12月にヴェルサイユの宮廷内の印刷所にて『経済表』初版が印刷されたと推定されている。その後の『経済表』の基本的諸表式も、いずれも、フランスの農業再建の状態を前提とするものであるが、今、農業の根幹をなす耕作の状態のみ抽出して示めせば次の如くなるのである。

- (i) 『経済表』初版は「穀物論」に推定せる如く大農経営が良地3,000万アルパンに普及せる状態。
- (ii) 『経済表』第2,第3版は大農経営が当時の耕作地4,000万アルパンの全般に実施せられる状態。
- (iii) ミラボー侯の「経済表とその解説」の第1,第2表も、大農経営が当時の耕作地4,000万アルパンの全面に行われる状態。
- (iv) 『農業哲学』とその『綱要』との基本的諸表式はその第7章に推定せる如く大農経営が可耕地6,000万アルパンの全部に施行さ

れる状態。

- (v) 「経済表の分析」の範式も大農経営が可耕地6,000万アルパンの全般に実施される状態¹⁾。

しかるに、当時の農業の実態は、多年の重商主義的政策の結果、極めて衰微した状態にあって、その主たる耕作地4,000万アルパンについて云えばケネーの「穀物」論の分析によれば、「富める小作人」の行う大農経営による英国式馬耕は僅かに600万アルパンに行われるに過ぎなくて、その他の耕作地3,000万アルパンは「貧しき分益農作人」による大陸式の牛を使用する粗放的小農経営に委ねられていたのである。

また1760年に匿名で刊行せられた、ミラボー侯 Marquis de Mirabeau の『租税論』 *Théorie de l'impôt* はケネーの少なからざる協力になるものであるが、その経済計算は「穀物」論と同一の「重農経済学派の計算人」と称せられたブットレ Charles Butré によりて行われたものと伝えられている²⁾。この『租税論』でも、当時の耕作地3,600万アルパンの収益を計算しているのである。

この2つの計算の比較によって、まず『経済表』生成前とその後との考え方の進展を明らかにすることとする。

(1) 「穀物」論の計算

「最初の売手たる」小作人の小麦1セチエの平均価格を15リーヴル10ソル(計算にては15-9-7¹/₅)、燕麦1セチエの価格を9リーヴルとして大農経営の耕作地の収穫を計算し、また、小農経営の耕作地の収穫は、小麦、裸麦平均して1セチエ12リーヴルとして算出する。

1) 拙稿「経済表の生成発展」『三田学会雑誌』第38巻第2号参照。

2) G. Weulersse, *Le Mouvement Physiocratique en France.*, 1910. p. 50.

播種を除く収穫の(59,500万)60,300万リーヴルの配分は

小作料として	大農	小麦 2,100万	3,150万	7,650万	純生産として (13,050万) 13,000万
		燕麦 1,050万	4,500万		
タイユ税として	大農	小麦 700万	1,100万	2,600万	
		燕麦 400万	1,500万		
農業者の利益として	大農	小麦 700万	1,250万	2,750万	
		燕麦 550万	1,500万		
十分の一税として	大農	小麦 (1,490万)	1,800万	(5,000万)	(46,500万)
		燕麦 (310万)	300万		
経費(の回収)として	大農	小麦 12,000万	13,000万	41,500万	
		燕麦 1,000万	28,500万		
	小農		(3,200万)	5,800万	47,300万
			4,000万		

かくて、十分の一税を納付し、経費の回収をなした後に純生産としては(13,050万)13,000万リーヴルとなるものとする³⁾。

(2) 『租税論』の計算

『租税論』にては『百科全書』の「穀物」論から引用する旨を明らかにしているが、耕作地3,600万アルパンの収穫を(58,950万)589,333,333リーヴルと算定し、それは次の如く配分されるものとする。

小作料として	大農	小麦 2,100万	3,150万	7,650万	純生産として (14,750万) 147,333,333
		燕麦 1,050万	4,500万		
タイユ税として(小作料の1/3)	大農	小麦 700万	1,050万	2,550万	
		燕麦 350万	1,500万		
人頭税用役税として(タイユ税の1/3)	大農	小麦 2,333,333	(3,666,667)	(8,666,667)	
		燕麦 (1,333,334)	350万		
十分の一税として(全収穫の1/16)	大農	小麦 10,488,889	1,250万	36,833,333	
		燕麦 2,011,111	24,333,333		
経費(の回収)として	大農	小麦 12,700万	14,200万	44,200万	
		燕麦 1,500万	30,000万		
	小農				

かくて諸投資と経費の回収を行った後に純生産としては(14,750万)147,333,333リーヴルがあるものと計算する⁴⁾。

(3) 耕作地3,600万アルパンの収穫の計算における「穀物」論と『租税論』との比較

3) *Œuvres.*, p. 200, 206; 邦訳『全集』第2巻57頁, 66頁; 坂田訳『諸論稿』148頁, 195頁。「穀物」論の3表を1表に一括して掲載し、本稿と異なる数字は括弧内に記入する。

4) *Théorie de l'impôt.*, p. 175—7. 『租税論』の3表を1表に一括して掲載し、本稿と異なる数字は括弧内に記入する。

(i) 十分の一税について 『百科全書』の「借地農」論では1農業者の個別的計算としては、十分の一税を除外して計算するが「穀物」論では十分の一税を播種を含む総収穫の $\frac{1}{13}$ として計算し、それは農産物にて教会に納付せられるものであるから農産物にて回収せられる経費と同じに括弧して記載される。しかし社会的に考察すれば、十分の一税も、「自由に処分し得る富」richesses disponiblesであるから『経済表』やその後の『租税論』にては純生産の1部分として計上されている。

(ii) 租税について 「穀物」論にては、純生産の配分の中に、直接税タイユのみを計上して、純生産の $\frac{1}{5}$ 、小作料の $\frac{1}{3}$ とする。ケネーは既に『百科全書』のために用意せる「租税」の論稿に、租税は土地の耕作のための支出の回収の富を対象とすべきではなくて、純生産の配分でなければならない⁵⁾とし、年々再生産される富より一切の支出を回収した剰余の生産物である純生産は、地主自身に属すると同様に、また国家の所有でもありとし、国家の統治並びに国防に必要な支出のために賦課される税を納付するのはこの富であると論じている⁶⁾。また「もし国王の収入を、なお一層増大する必要があるならば、人頭税 *impôt de la capitation* を存置することができよう⁷⁾」と述べているが、ミラボー侯の『租税論』では直接税タイユのほかに、その $\frac{1}{3}$ の人頭税や用役税 *ustenciles* を計上している。従って租税としては純生産高の $\frac{4}{15}$ 、小作料の $\frac{4}{9}$ となったのである。「借地農」論の大農経営の耕作地120アルパンの収穫の計算では「タイユ税、塩税、その他の課税は小作料の $\frac{1}{2}$ になるものとしている⁸⁾。前述の如く「穀物」論では、直接税タイユは、地主の収入の約 $\frac{1}{3}$ に等しいものとされているが、当時の現状では人頭税と特別税とが直接税に附加されるために、租税額は、地主の収入(7,650万リーヴル)の約 $\frac{1}{2}$ 、すなわち4,000万リーヴルになる。かかる比率からす

5) *Revue d' Hist. des Doct. écon. et soc.*, 1908, No. 2, p. 143; 坂田訳『諸論稿』353頁。

6) *ibid.*, p.144; 坂田訳『諸論稿』354—5頁。

7) *ibid.*, p. 173; 坂田訳『諸論稿』396頁。

8) *Œuvres.*, p. 177—8; 邦訳『全集』第2巻25—7頁; 坂田訳『諸論稿』109—111頁。

れば農業再建の場合には、租税総額が2億リーヴルになるであろうと註釈している⁹⁾。従って「地主の収入の増加によって小作料の半額に等しい課税額に迄達せしめることが可能であろう。つまり直接税タイユだけで、地主の収入額4億リーヴルに応じて、その $\frac{1}{2}$ 、約2億リーヴルとなるであろう¹⁰⁾」と述べているのである。かかる観点から、失われた『経済表』の初版においては純生産は7億リーヴルとなり、それは地主の純所得4億リーヴル、租税2億リーヴル、十分の一税1億リーヴルとなるものと推定しうるのである¹¹⁾。

(iii) 農業者の利潤について ケネーは「借地農」論や「人間」論では経費の中に小作料や租税を含めて、農業者の利潤のみを算出しているが、「穀物」論では純生産物の配分の中に地主の収入と租税と農業者の利潤とを計算している¹²⁾。これはカンティヨン Richard Cantillon が、その匿名の著書『商業一般の性質に関する論考』*Essai sur la Nature du Commerce en Général*, 1755. に「イギリスの一般の考えによれば農夫は3つの地代を生じなくてはならぬ。¹³⁾」とし、第1は地主に支払う真の地代、第2の地代は経費としての農業者の生活費、労務者へ支払う労銀、馬の飼糧等の回収分、第3の地代は「農夫の手もとにおき、その事業を有利ならしめるべきところのもの」としたのであるが、「これと同様な考えは、他のヨーロッパ諸国においても一般に抱かれている」ところの農業利益の3分割説」であって、一般に土地の耕作によりて、地主と借地農と農業労務者の3者の所得が生ずるとする考え方である。ケネーは「穀物」論では経費を回収した後の純生産は、国家と地主と借地農の3者に配分されるものとしたのである。「租税」論にケネーは「借地農の利潤は決

して地主の基本からえられるのではない、それは借地農の支出の果実である」とし、耕作人の経費と利潤とによって、耕作と地主の収入とは保証せられるのであって、「農業者が富み、利潤によって刺戟されればされる程、耕作は保証される」のであって、しかも「賃貸借の更新に当っての借地農の競争は、つねに地主の収入を土地の生産物に比例させ」また「地主の土地はつねに最高度の改良の状態において維持され」地主はつねに、賃貸借の更新の度毎に、その土地の良好な状態に相応する収入をうけとるであろう¹⁴⁾」と述べている。また後の「(第1)経済問題」において、商業の自由と免税とから生ずる「価格の騰貴は、直接に地主の収入の増加ではない。実際には処分し得る富の増加である。しかし、それは生産階級の負担となるところではなく、現行の賃貸借の期間中、例外なく、この階級の利益となるのである。」「まず借地農は彼らの賃貸借の更新まで、これらの賃貸借の期間に生じる価格の恒常的な騰貴から利益をうける。そしてこの利潤は、その農業を拡張し、改良する必要のある国民にとって、最も有効であり、最も有利であり、最も必要であるのである。」農業者の「生みだす利潤は彼らの経営の富を増加させ、農業に多大の利益をもたらすからである。そして富める借地農を倍加する、これらの利潤は賃貸借の更新に際して、彼らの間に一層激しい競争を喚び起し、かかる競争がその場合、地主と主権者とに対して純生産物の一価格の増大から直接生ずるところのそれだけでなく、借地農の最大の富裕が生ぜしめるところのその一完全な取立を保証するのである。¹⁵⁾」と論じている。

従って、土地の賃貸借契約の更新時における借地農相互の競争の結果は、この農業者の利潤は結局その生活費に帰着するものと考えられたのである。故に、「穀物」論にて純生産物の配分として計算された「農業者の利潤」が『経済表』創作後のミラボー侯の『租税論』では、次の如く経費の

9) *Euvres.*, p. 214; 邦訳『全集』第2巻79頁; 坂田訳『諸論稿』173頁。

10) *Euvres.*, p. 220; 邦訳『全集』第2巻88頁; 坂田訳『諸論稿』183頁。

11) 拙稿「経済表の生成発展」『三田学会雑誌』第38巻第2号54—7頁。

12) *Euvres.*, p. 198, p. 205; 邦訳『全集』第2巻53頁, 65頁; 坂田訳『諸論稿』144頁, 158頁。

13) *Essai sur la Nature du Commerce en Général*, 1755, p. 159—160; 戸田訳『商業論』98頁。

14) *Revue d'Hist. des Doct. écon. et soc.*, 1908, No. 2. p. 161; 坂田訳『諸論稿』379—380頁。

15) *Euvres.*, p. 507—8; 坂田訳『経済表』240—241頁。

中に算入されたのである。

「穀物」論では			
農業者の利潤として	{ 大農 1,250万 (1) 小農 1,500万 (2) }	2,750万	} 44,250万
経費(の回収)として	{ 大農 13,000万 (3) 小農 28,500万 (4) }	41,500万	
『租税論』では			
経費(の回収)として	{ 大農 14,200万 (1)+(3) 小農 30,000万 (2)+(4) }	44,200万 ¹⁶⁾	

この意味においては、「穀物」論は当時の一般的の「農業利益の3分割説」の色彩が濃厚であって「自由に処分しうる富」としての純生産物が社会的に把握されていなかったとも云い得るのである。

従ってまた、土地の純生産物は国王と僧侶と地主の3者に分割されるものとするフィジオクラートの独自の「農業利益の3分割説」は、「穀物」論が発表せられた後、1758年の『経済表』が創作せられるまでの間に、形成されたものと考えられるのである。

「穀物」論や『租税論』に分析する当時のかくも衰微せる農業が、如何なる方策によりて、又如何なる過程をへて、『経済表』の基本的諸表が前提とする農業の再建状態に、到達し得ると考えたであろうか。この疑問に答えるために、『農業哲学』第9章とデュポンの『穀物輸出入』論とに挿入せられる農業の「拡大再生産」の2つの表を紹介することとする。かくしてまた、『経済表』において、純生産の配分から「農業者の利潤」を除外したケネーは「借地農はどのようにして、フランスの農業の再建を遂行するに必要な資本を蓄積することができる」と考えたであろうかというミーク Meek の疑問にも、答えうるであろう¹⁷⁾。

II 『農業哲学』第9章のフランスの耕作の拡大再生産の「表」について

『租税論』の筆禍によりて、所領地ピニョン Bignon に流謫せられたミラボー侯は、なおケネーの協力によりて「経済表ならびにそのあらゆる

結論の最も進展せる解説¹⁸⁾」を起稿したが、それは漸く1763年の11月にケネーの慎重なる配慮の下に『農業哲学』 *Philosophie rurale* と題して刊行せられた。これは「フィジオクラートの『モーゼの五書』 Pentateque」と称せられたのであるが、その第9章の「農業とその諸支出との関係」の中に記載された農業協会に提出せられた1文に前記と同じ当時の3,600万アルパンの耕作の拡大されてゆく過程が1表に示めされている(巻頭写真第1表参照)。

(1) フランスの当時の耕作地 3,600 万アルパンの投資と収穫について

先づ農業が衰微せる当時の耕作の実態について「穀物」論を参照すべしとして、その収穫を算定するに、その純生産物を16,400万リーヴルと算定し、その配分を次の如く記載する。比較のために前記の「穀物」論と『租税論』における数字を附記することとする。

		「穀物」論	『租税論』
小作料として	7,600万	(7,650万 :	7,650万)
租税(小作料の1/2)として	3,800万	(2,600万 :	{ 2,550万 886万余 }
十分の一税として	5,000万	(5,000万 :	3,683万余)
		{ 経費 41,500万 利潤 2,750万 }	

● その経費(の回収)としては45,000万(計 44,250万 : 44,200万)

なお、この経費を年投資とするが、それはこの場合、約35パーセントの純生産物を再生産することとなるのである。つぎに、原投資を年投資の4倍の180,000万リーヴルとなるものとする。年々の支出としてこの他に諸投資の利子と間接的諸税や夫役等の負担が年々64,600万リーヴルあるものと算定される。

従って、これ等の諸費用の総額は109,600万リーヴルとなるが、この年支出の回収を含めて、この耕作地3,600万アルパンの総収穫は126,000万リーヴルと計算される¹⁹⁾。(第3表本稿301頁参照)

(2) 穀物取引の拘束の撤廃によりて増加する投資と収穫について

この総収穫126,000万リーヴルは各種の小麦1セチエ平均して14リーヴルとすれば、小麦9,000万セチエの収穫と見積られる。穀物取引の完全な

19) *Philosophie rurale*, p. 286; t. II, p. 354.

16) *Œuvres.*, p. 200; 邦訳『全集』第2巻66頁; 坂田訳『諸論稿』195頁。 *Théorie de l'impôt.*, p. 177; 本稿297頁。

17) Meek, "Physiocracy and Classicism in Britain," *The Economic Journal*, March 1951, p. 28, note (5).

18) Kenies, éd., *Correspondance de Mirabeau et de Dupont avec le margrave et prince héréditaire de Bade*, t. I, p. 22.

自由, すなわち穀物の輸出入の許可によって穀価が騰貴して, 小麦1セチエ平均18リーヴルに維持せられるならば, その総収穫は162,000万リーヴルとなりうるのである。これを投資の側より計算するに, 年投資が1億リーヴル増加して55,000万リーヴルとなり, 原投資がその4倍の220,000万リーヴルとなるものとすれば, その総収穫は164,400万リーヴルと計算される。この際の純生産高は38,400万リーヴルとなりて, 年投資の約70パーセントとなるのである²⁰⁾。(第3表本稿301頁参照)

(3) 間接税・夫役等の負担の撤廃によりて増加しうる投資と収穫について

農業者の負担となる一切の間接税, 其他は投資の利子と共に計上されているが, これを41,500万リーヴルとし, これ等一切の間接的負担の撤廃によりて, それだけ年投資が増額しうるものとすれば, 年投資は96,500万リーヴルとなる。原投資はこの年投資の4倍の386,000万リーヴルとなるものとすれば, 再生産せられる総収穫は241,200万リーヴルとなり, その純生産高は年投資の100パーセントの96,500万リーヴルとなるものとする²¹⁾。(第3表本稿301頁参照)

かくて純生産より, 農産物にて納付せられる十分の一税17,900万リーヴルを除いて農業者の手元に残るのは78,600万リーヴルとなる。故に農業者の直接税を含む1ヵ年の収益は当時の11,400万リーヴル(小作料7,600万リーヴルと租税3,800万リーヴル)より67,200万リーヴル増加しうることとなる。一般に土地賃貸借契約の期間は9ヵ年であるから, その間における農業者の収益の増加額は604,800万リーヴルとなりうるのである。この収益の増加額は地主と農業者との間に折半され, 地主はその $\frac{1}{3}$ を租税として納め, 農業者はその $\frac{2}{3}$ を原投資に, その $\frac{1}{3}$ を年投資に増額するものとする。

地主の所得の増加額	302,400万リーヴル
{ 直接税の増加額(増加額の $\frac{1}{3}$)	100,800万
{ 地主の純所得の増加(額増加額の $\frac{2}{3}$)	201,600万

20) *Philosophie rurale.*, p. 288; t. II, p. 357—8.

21) *ibid.*, p. 288; t. II, p. 358.

農業者の収益の増加額	302,400万リーヴル
{ 原投資の増加額(増加額の $\frac{4}{5}$)	241,920万
{ 年投資の増加額(増加額の $\frac{1}{5}$)	60,480万

しかしながら実際には, 農業者はその増加する収益を年々直ちに投資に加えて, 耕作の拡張, 改良に努めるものであるから, それだけ, 年々収穫は増加するものである。また, 土地賃貸借契約も年々, その1部づつが更新されるものであるから, 地主の収入もまた年々増加するものである。この両者の年々の増加の過程すなわち農業の拡大再生産の過程をここに転載する1表に示めしている²²⁾。(巻頭写真第1表参照)

(4) フランスの耕作再建の過程——拡大再生産の過程について

穀物取引の自由と農業者に対する間接税やその他一切の負担が撤廃せられる時, フランスの耕作には, 原投資386,000万リーヴル, 年投資96,500万リーヴルが投ぜられて, 総収穫241,200万リーヴルが再生産せられうることとなる。これより年支出144,700万リーヴルを回収して, 十分の一税17,900万リーヴルが納付せられた後, 78,600万リーヴルの純収益が農業者の手に残ることとなる。これは当時の十分の一税5,000万リーヴルを納付後の純生産11,400万リーヴルよりも, 67,200万リーヴル増加したこととなる。

この純収益の増加額は賃貸借契約の更新が行われない初年度, この表の1761年度にては全額が農業者の取得するところとなり, その $\frac{4}{5}$ の53,700万リーヴルは原投資に, その $\frac{1}{5}$ の13,500万リーヴルは年投資に増額せられることとなりて, ここに「農業の再建」が開始せられるのである。(巻頭写真第1表第I段参照)またこの増加せる年投資によって再生産せられる純生産高の $\frac{1}{7}$ は十分の一税として納付せられ, その $\frac{6}{7}$ の11,500万リーヴルは農業者の手元に残しうるのである。次年度の1762年度においては, 賃貸借契約の $\frac{1}{9}$ が更新せられるから, 農業者の手元に残る純再生産高の増加分67,200万リーヴルの $\frac{1}{9}$ の7,500万リーヴルは地主の収入の増額となり, 従ってその $\frac{8}{9}$ の59,800万リーヴルは農業者の取得しうる

22) *ibid.*, p. 290; t. II, p. 366.

こととなる。かくて当該年度における農業者の取得しうる増加額はこの2つの増加分の合計71,300万リーヴルとなるが、この増加額の $\frac{4}{5}$ の57,200万リーヴルは原投資に、その $\frac{1}{5}$ の14,300万リーヴルは年投資に増加せられることとなる。従って当該年度の年投資の増加額は27,800万リーヴルとなる。

他方、地主階級の収入は農業者の年投資の増加によりて生ずるその収入の増加分13,500万リーヴルに契約の $\frac{1}{9}$ の更新による収入の増加分7,500万リーヴルを加算して21,000万リーヴルが増加することとなる。

この増加額の $\frac{1}{7}$ の3,000万リーヴルは十分の一税となり、地主の取得する18,000万リーヴルの $\frac{1}{3}$ の6,000万リーヴルは直接税タイユとして徴収せられ、その $\frac{2}{3}$ の12,000万リーヴルは地主の純所得となる。(巻頭写真第1表第Ⅲ段参照)

「表」の1763年以後、同一の秩序によりて年々進行する拡大再生産の過程は「表」によりて知りえられるが、穀物取引の自由が許可せられ、農業者に課せられる間接税、その他一切の負担が撤廃せられた後、土地の賃貸借契約のすべてが更新せられる9ヵ年間に、すなわち「表」の1762年度より1770年度に至る期間における年投資の増加額は、1769年度の年投資の増加額165,300万リーヴルと1761年度の13,500万リーヴルとの差額151,800万リーヴルである。しかし、この計算では、第1に、最初より年投資が100パーセントの純収益を生ずるものと仮定しており、第2に最初より一時に農業者に課せられる一切の間接税その他の負担が廃止せられるものとして計算しており、第3に荒蕪地の開拓、廃棄せられた農場の再建の費用が認められておらず、第4に計画通り農業が発達するに不可欠の耕馬、牧畜の増産と人口の増加とが考慮されていないのである。従って、これら等の諸事情を勘案する時、土地の賃貸借契約の一切が更新せられるに要する9ヵ年間に、確実に増加しうる年投資額は前記増加額151,800万リーヴルの約1割の15,100万リーヴルとするのが至当であるとして、従ってまた原投資の増加額もその4倍の60,400万と考えるべきであるとする²³⁾。か

くて原投資386,000万リーヴルは446,400万リーヴルに、年投資96,500万リーヴルは111,600万リーヴルに増額しえて、その総収穫は279,000万リーヴルとなるものとする²⁴⁾(第3表参照)。この投資ならびに収穫を『農業哲学』第7章に計算する大農経営による耕作地6,000万アルパンの原投資50億、年投資107,100万リーヴル、その総収穫275,000万リーヴルとするのに比較すれば、フランスの可耕地6,000万アルパンの全般に大農経営が実施される如き農業が最高段階にまで発達せる状態であることが理解されるのである²⁵⁾。これは要するに、ケネーが「穀物」論に分析したフランスの農業が衰微して僅かに600万アルパンに実行されるに過ぎなかった大農経営が、その提唱する穀物取引の完全なる自由、すなわちその輸出入の許可と税制改革、すなわち土地純収益単一課税制の採用とによりて、その可耕地6,000万アルパンの全般にまで実施されるものとして『農業哲学』第7章に計算して、「経済表の分析」の前提とせるフランスの農業が最高の段階に発達せる時の耕作の状態であると考えうるのである。

なおケネーは後の「(第1)経済問題」(1766年

第3表²⁶⁾

投資と収益	フランスの当時の実状	穀物輸出の許可の場合	間接税・夫役廃止の場合	土地契約のすべてが更新せられる10年目	『農業哲学』第7章耕作地6,000万アルパン	
原投資	180,000万	220,000万	386,000万	446,400万	500,000万	
年支出	年投資	45,000	55,000	96,500	111,600	107,100
	投資利子	64,600	71,000	48,200	55,800	60,800
	原投資利子			38,600	44,640	50,000
	年投資利子			9,600	11,160	10,800
年支出	109,600	126,000	144,700	167,400	167,900	
総収益	126,000	164,400	241,200	279,000	275,000	
総益収	年支出回収	109,600	126,000	144,700	167,400	167,900
	純収益	16,400	38,400	96,500	111,600	107,100
地主階級所得	地主純所得	7,600	17,200	52,400	63,900	61,200
	租税	3,800	8,800	26,200	31,800	30,600
	十分の一税	5,000	12,400	17,900	15,900	15,300

23) *ibid.*, p. 290—2; t. II, p. 366—370.

24) *ibid.*, p. 293; t. II, p. 372—3.

25) *ibid.*, p. 138; t. II, p. 358; *Éléments*, p. 170—1.

26) 拙稿「経済表の生成発展」『三田学会雑誌』第38巻第2号76頁, 81—2頁参照。

の『農業雑誌』*Journal de l'Agriculture, du Commerce et des Finances*の8月号に発表)と「第2経済問題」(1776年11月刊行の論集『フィジオクラシ』*Physiocratie*に編輯)とにおいて経済表の範式を使用して「農産物の対外商業の完全の自由と免税とによりて生ずる価格の騰貴の結果」と「間接税の影響」とを明らかに立証しているのである²⁷⁾。

III デュポンの『穀物輸出入』論の耕作の拡大再生産の「表」について

1763年の5月25日に既に首相ベルタン Bertin は、1754年の9月に財務総監モロー Moreau de Séchelles によって発布された「王国内各地方におけるすべての穀物取引を完全に自由ならしめる裁決」を復活したのである。ここにおいてデュポンはテュルゴオ等と共にさらに前進して、穀物取引の完全なる自由、すなわち穀物の輸出入の自由をもえようとして、トリュデュヌ Trudaine に協力して、「穀物の王国出入自由に関する勅令」案を起草した。しかしながら、ベルタンの後を襲ったラヴェルディ Laverdy の手によりて、1764年7月19日に発布せられた勅令は、「穀物が耕作者の気力を失わせるような価格になるのを阻止し」「土地の耕作を活潑にし、拡張すること」を目的とする意図を明示しているが、その輸出をフランスの船舶に限るが如き条項が附加されて、実際的には、極めて不自由な、半ば制限的のものとなって、その起草者達を失望せしめることとなった。かかる情勢下に寵妃ボンパドゥルは、財政研究のための委員会を設けて、その幹事にデュポンを任命した。ここにおいて、デュポンはケネーの「穀物」論や「人間」論と同一の方法によって、穀物の輸出入自由の問題を、新しい情勢下に採り上げて寵妃への献本の辞を附して、1764年に『穀物輸出入』論 *De l'exportation et de l'importation des grains* を刊行した。

デュポンは『経済表』の基本的諸表の1つの基準となった大農経営の耕作地120アルパンを年々耕作する馬の犁1挺について考察することとする。

27) *Œuvres.*, p. 494—513; *ibid.*, p. 696—716; 坂田訳『経済表』217—288頁参照。

この三圃輪耕の耕地については、既にケネーは、「借地農」論においてその収穫の計算を行い、1セチエの穀価を小麦14リーヴル、燕麦10リーヴルとして、播種・十分の一税を除く収穫を4,066リーヴルとし、それは次の如く配分せられるものとした。

{	小作料として	{ 小麦 640 燕麦 320 }	960	}	3,900リーヴル
	租税(小作料の1/2)として	{ 小麦 320 燕麦 160 }	480		
	経費(の回収)として	{ 小麦 2,250 燕麦 210 }	2,460		
	借地農の取得として	{ 小麦 56 燕麦 110 }	166リーヴル		

借地農としては僅かに150リーヴル(計算にては166-13-4)を取得するに過ぎず、従って生活を営み、子供を養育するために、穀物はこれよりも更に高い価格でなければならないと述べている²⁸⁾。

フランスの農業再建後の状態を前提とし、小麦の「最後の買手の」良価を1セチエ18リーヴルとする『経済表』において、その基本的諸表の基準となった馬犁一挺の投資と収穫とは、ミラボー侯の「経済表とその解説」において次の如く算定されているのである²⁹⁾。

原 投 資		10,000
年 支 出	年 投 資	2,100
	投 資 利 子	1,210
	利 子	1,000
	原投資利子	210
年 支 出		3,310
総 収 穫		5,410
総 収 穫	年支出回収	3,310
	純 生 産	2,100
地 主 階 級 所 得	得地主純所得	1,200
	租 税	600
	十分の一税	300

- (i) 『経済表』初版の表は、この地主の純所得の1/3の400リーヴルを基本。
- (ii) 第2,第3版の表は、この地主の純所得の1/2の600リーヴルを基本。
- (iii) ミラボー侯『解説』の第1表は、この地主の純所得の1/2の600リーヴルを基本。その第2表は、地主階級の所得2,100リーヴルの1/2の1,050リーヴルを基本とする。また
- (iv) 『農業哲学』やその『綱要』の基本的表式は、地主階級の所得2,000をリーヴルとするから、また馬の犁1挺を基準とすると云ひうるのである。(本稿303頁参照)

(1) 穀物の輸出入が禁止せられてみた当時の小麦1セチエの平均価格について

デュポンは1757年のケネーの「穀物」論に、またそれを引用する1758年のパテュロ Henry Patullo の『土地の改良に就ての考察』*Essai sur*

28) *Œuvres.*, p. 178—179; 邦訳『全集』第2巻25—27頁, 坂田訳『諸論稿』108頁。

29) *L'Ami des Hommes*, t. VII, p. 19; p. 42.

l'amélioration des terres に、小麦 1 セチエの「最初の売手の平均価格」を 15-9-7¹/₅、「最後の買手の平均価格」を 17-8-0 とするのは、その発表の当時においては実状に適応するものであったが、1763—4 年の現在においては、なお過大に評価するものであるとして、同一の形式によりて豊作から凶作への 5 ヶ年間の小麦耕作地 1 アルバンの収穫と小麦 1 セチエの価格の変動よりして、小麦 1 セチエの「最初の売手の平均価格」を 13-9-4、約 13-10-0 とし、「最後の買手の平均価格」を 15 リーヴルと算出する。この小麦耕作地 1 アルバンの耕作費を 66 リーヴルとするが³⁰⁾、これより租税 3-5-0、小作料 6-10-0 を除けば真の耕作費は 56-5-0 となる。これは前記の「借地農」の計算に 40 アルバンの小麦耕作地の耕作費を 2,250 リーヴルとするが、この 1 アルバン平均の耕作費と同額である³¹⁾。なお播種を除く 1 アルバンの収穫は平均 5 セチエであるから小麦 1 セチエの平均耕作費は 11-5-9 と「表」に記入されているのである。(巻頭写真第 2 表参照)

(2) 「穀物取引の自由」が拘束せられてきた当時の馬の犁 1 挺の投資と収穫について

かくて、デュポンは小麦 1 セチエの「最初の売手の平均価格」を 13-10-0 とし、燕麦 1 セチエを「穀物」論と同額の 9 リーヴルとして、馬の犁 1

原 投 資	10,000	
年 支 出	年 投 資	2,000
	投資利子	1,000
年 支 出	3,000	
総 収 穫	3,600	
総 収 穫	年支出回収	3,000
	純 生 産	600
地主階級所得	地主純所得	200
	租 税	100
	十分の一税	300

挺の総収穫を 3,600 リーヴル(小麦 2,700 リーヴル、燕麦 900 リーヴル)と算定するが、その投資と年支出は次の如く計算される³²⁾。

年支出の回収が 3,000 リーヴルであるから、純生産は 600 リーヴルとなり、年投資の 30 パーセントに過ぎない。十分の一税を総収

穫の 1/12 とするから、それは 300 リーヴルとなり、

租税を地主の純所得の 1/2 とすれば地主の純所得は僅かに 200 リーヴルに過ぎないこととなる。

(3) 「穀物取引の完全な自由によりて生ずる農業の発達と所得増加の表³³⁾」について

デュポンは前記馬の犁 1 挺が年々耕作する 120 アルバンの状態を、実状 *Etat actuel* として、「穀物の輸出入の自由」によって生ずる穀価の騰貴が、耕作の利益を増加し、その利益の増額の 1 部が土地賃貸借の契約のすべてが更新せられるに要する 9 ヶ年間に、農業者に取得せられて、年々その投資を増額してゆく過程と、それによりて地主階級の所得が増加してゆく過程を、1 表に明示している。(巻頭写真第 2 表参照)

「穀物輸出入の自由」が許可された初年度には、小麦 1 セチエの「最初の売手の平均価格」は 15-14-0 に騰貴するとして(第 1 項)、その耕作費は 11-12-14 となり(第 2 項)、その収穫は 4,054 リーヴルとなるものとする(第 3 項)。かくて年支出 3,000 リーヴルを回収して純生産として 1,054 リーヴルを得ることとなり(第 4 項)、かくして年投資 2,000 リーヴル(第 6 項)の純生産率は 54²⁸/₄₀ パーセントとなる(第 7 項)。従って純生産は前年の 600 リーヴルより 454 リーヴル増加することとなる(第 8 項)。土地賃貸借契約は年々平均して 1/9 づつ更新せられるとして、純生産の増加額 454 リーヴルの 1/9 の 50-8-0 は地主階級の所得の増加となり(第 9 項)、その余の 403-12-0 は農業者の手元に留まりて、その 1/5 の 322-18-0 は原投資に(第 10 項)、その 1/5 の 80-14-0 は年投資に増加せられるものとする(第 11 項)。

かくて次年度の原投資は 10,325 リーヴル(第 5 項)に、年投資は 2,081 リーヴル(第 6 項)となり、また小麦 1 セチエの平均価格が 16-15-0 (第 1 項)にさらに騰貴することによって、その収穫高は 4,402 リーヴル(第 3 項)となる。これより年支出として年投資の 2,081 リーヴルと投資の利子 1,040 リーヴル(原投資の 1 割の利子 1,032 リーヴルと年投資の増加分の 1 割の利子 8 リーヴル)との合計 3,121 リーヴルを年支出の回収として純

30) Du Pont, *De l'exportation et l'importation des grains*, 1764, p. 22; Ed. par Edgard Depitre, 1911, p. 10.

31) *Œuvres* p. 177; 邦訳『全集』第 2 巻 27 頁; 坂田訳『諸論稿』108 頁, 本稿 302 頁参照。

32) Du Pont, *op. cit.*, p. 4; 1911 éd., p. 2.

33) *ibid.*, p. 46; 1911 éd., p. 20-21.

生産として1,281リーヴルが残ることとなる。かくて年投資の純生産率は $61\frac{22}{44}$ となる(第7項、但し表にては $63\frac{1}{4}$ と誤って記入されている)。故に純生産高は実状の600リーヴルよりも681リーヴル増加する(第8項)。これは穀価の騰貴によりて631リーヴル、投資の増額によりて49-17-0増加するのである(第12項、但し表には19-7-0と誤記されている)。この増加する純生産の $\frac{2}{9}$ の151-6-0は更新せる契約によって地主階級の所得となり(第9項)、従って第2年度の地主階級の所得額は751-6-0と記入される(第13項)。

また増加せる純生産の $\frac{7}{9}$ の529-14-0は農業者の手元に留保せられて、その $\frac{4}{5}$ の423-12-0は原投資に(第10項)、その $\frac{1}{5}$ の106-2-0は年投資に(第11項)増額されて拡大再生産が行われることとなるものとする。(巻頭写真第2表参照)

かくの如き過程が年々繰り返されるものであるが、「穀物取引の自由」の完全にして充分なる結果が恒久的にえられるには6ヵ年を要するもので、デュボンは「表」の註において、小麦がその良価たる1セチエ17-12-0(「最後の買手の平均価格」にて18リーヴル)に、恒久的に維持せられるは、「取引の自由」が許可せられてより6年目であることを注意し、「表」の第6年度に、第3章に算定する「輸出入自由の場合」における小麦1セチエの価格17-12-0を記入する。この場合の1アルバンの耕作費は「人間」論やバテュロの『土地の改良についての考察』の如く74リーヴルとすれば、これより小作料 $9-11-\frac{1}{3}$ と租税 $4-15-6\frac{2}{3}$ を控除せる真の耕作費は59-13-4となるが、1アルバンの平均の収穫が小麦5セチエであるから1セチエの平均耕作費として11-18-8と「表」に記入されているのである。

また、「取引自由」の第6年度以後の年投資の純生産率を恒久的に $71\frac{8}{40}$ として記入するが、この場合はいづれも農業者に各種の間接的負担が課せられていることを前提とする結果であって、これ等が撤廃せられる時は、年投資の純生産率は100パーセントとなることを注意している。

デュボンのこの「表」も、『農業哲学』の前記の「表」も契約のすべてが更新せられる10ヵ年間

に止めているが、既に注意せる如く「取引の自由」の完全にして充分の結果が恒久的に維持せられるのには、その自由が許可されてより6ヵ年を要するのである。従って契約のすべてが恒久的の良価に基づいて更新されるのは自由が許可せられてより15年目である。「表」の10年目には地主階級の所得を1,907リーヴルと記入されるが(「表」の第13項第10段目)、15年目の所得額は2,200リーヴルとなるものと註に記載する。

ミラポー侯の『経済表とその解説』にては、農業再建後、馬の犁1挺の年々の再生産によりて、地主階級の所得2,100リーヴルが納められるものとし(本稿302頁参照)、更に『農業哲学』やその『綱要』の第7章の計算にては、農業が最高限度に到達せる時の馬の犁1挺が年々再生産する地主階級の所得額を平均2,142リーヴルとする。またこの両書に記載せられる基本的諸表式は地主階級2,000リーヴルを基本とするが、それは馬の犁1挺を基準とするものと云いうるのである。斯くデュボンは当時のフランスの大農経営の耕作地120アルバンを年々耕作する馬の犁1挺が地主階級の所得として僅かに600リーヴルを納めうるに過ぎないのが、「穀物取引の自由」の実施による穀価の騰貴によりて、土地賃貸借契約の凡べてが更新せられる10ヵ年間に、また契約の凡べてが穀物の恒久的良価に基づいて更新せられる15ヵ年間に、農業者の利潤が蓄積せられ、それが耕作の改良に投ぜられて、農業が再建せられる過程を、この1表に明らかにしたのである。本稿に転載する『農業哲学』の1表は、フランスの当時の耕作地3,600万アルバンの実態を前提とし、また『穀物輸出入』論の1表にては、馬の犁1挺の実状を基本として、提唱する「穀物取引の自由」と農業者の負担となる「課税や夫役等の廃止」によりて、土地賃貸借契約の凡べてが更新せられる9ヵ年間に、農業への投資が増額され、純生産が増加し、従って地主階級の所得が増大する過程が示めされたのである。しかもそれは、いづれも、『経済表』が前提とする農業が再建され、発達せる状態への拡大再産の過程を表示しているのである。